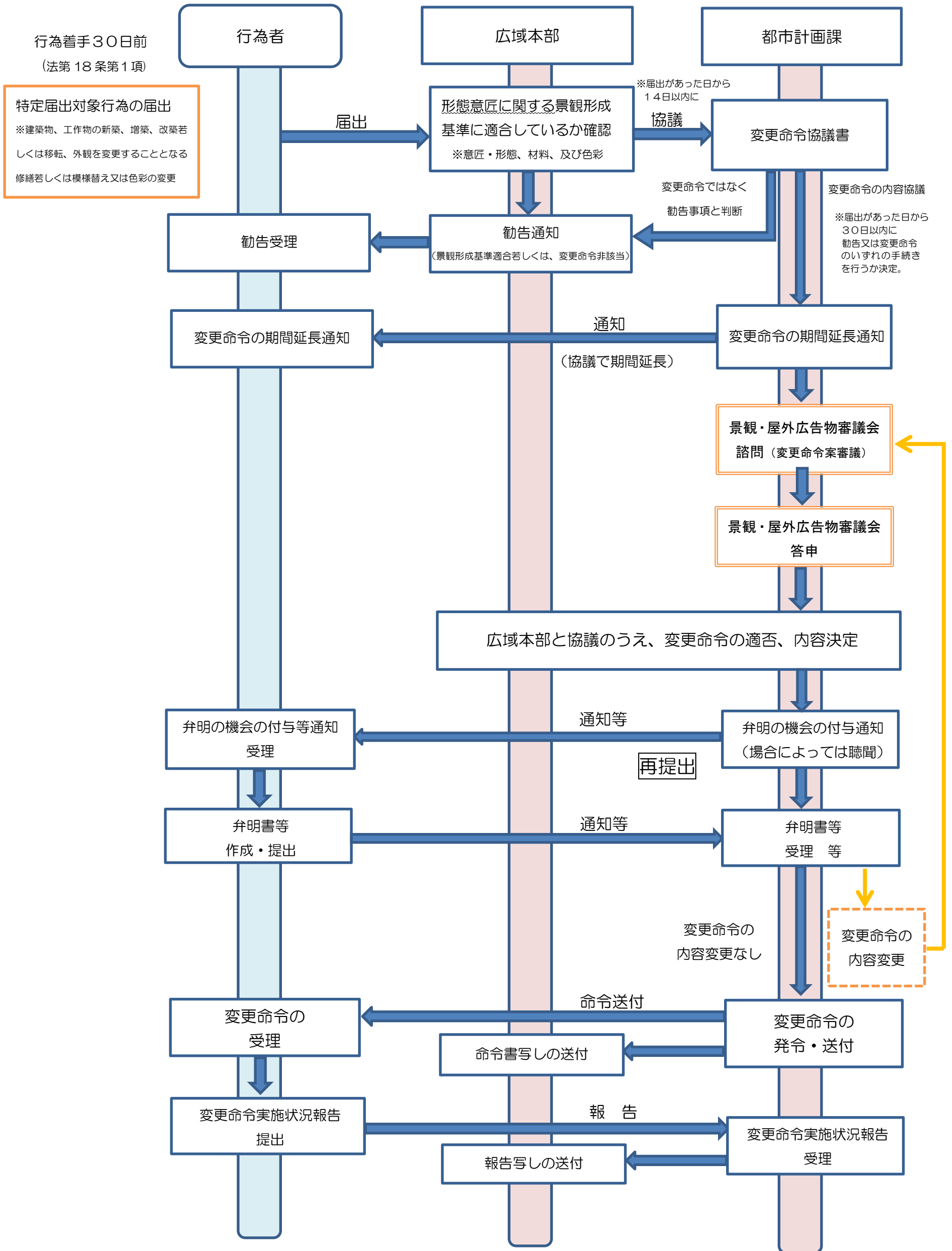


〔変更命令の事務フロー〕

「法」: 景観法

「条例」: 熊本県景観条例

「要領」: 変更命令等事務取扱要領



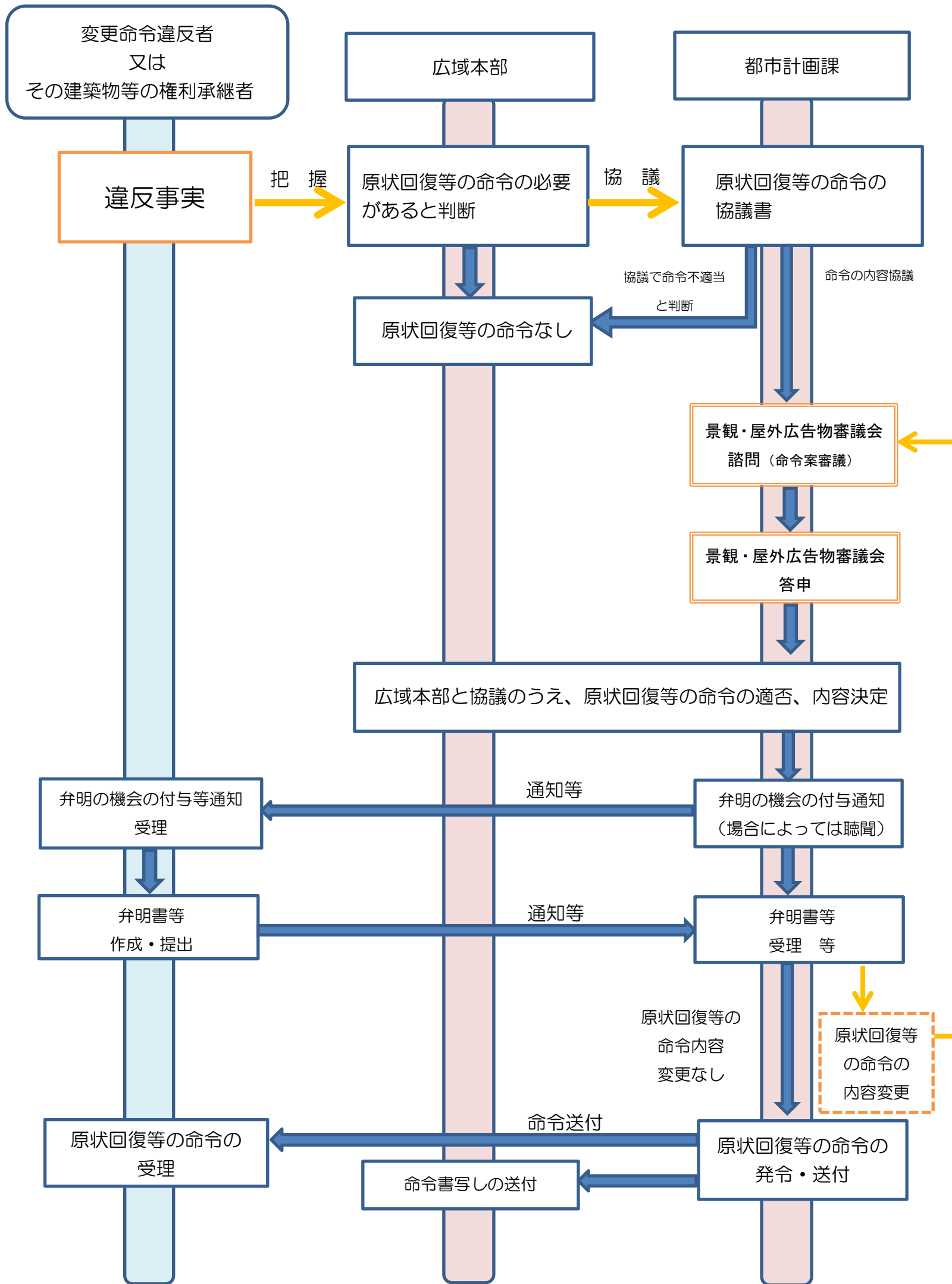
※この後、広域本部で随時状況把握

〔原状回復等の命令の事務フロー〕

「法」：景観法

「条例」：熊本県景観条例

「要領」：変更命令等事務取扱要領



※この後、広域本部で随時状況把握

別紙様式 1

第 号
年 月 日

土木部長 様

〇〇広域本部長

特定届出対象行為の景観法第 17 条第 1 項の命令について（協議）
このことについて、別添のとおり届出書が提出されましたが、景観法第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり命令をする必要があると判断されますので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 適切と判断する命令の内容

- 2 命令が必要と判断する理由

- 3 添付書類
 - (1) 届出書類
 - (2) 指導経過記録表
 - (3) 対象地、対象物件及びその周辺の写真

別紙様式 2

指導経過記録表

指 導 事 項			届出者等の申立事項		
年月日	指導方法	指 導 内 容	年月日	相手方 氏 名	申 立 内 容

別紙様式3

第 号
年 月 日

〇〇広域本部長 様

土 木 部 長

特定届出対象行為の景観法第17条第1項の命令について（通知）
年 月 日付け 第 号で協議のありました特定届出対象行為につ
いては、命令を行わないことに決定しましたので通知します。

別紙様式 4

第 号
年 月 日

(特定届出対象行為の届出者) 様

熊本県知事 ○○ ○○

特定届出対象行為の景観法第 17 条第 2 項の期間の延長について (通知)

年 月 日付けで届出のありました行為につきまして、その内容が景観形成基準に適合しているかどうかを検討していますので、景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 第 17 条第 4 項の規定により、下記のとおり同条第 2 項の期間を延長します。

同法第 18 条第 1 項の規定により届出のありました行為は、下記の期間は着手できませんので申し添えます。

記

1 期間

延長前の期間	年 月 日から	年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から	年 月 日まで

2 延長する理由

(届出者住所)

(届出者氏名)

年 月 日に届けられました行為について、熊本県景観計画に定める
〇〇〇景観形成基準の 〇〇〇に適合しないため、景観法（平成16年法
律第110号）第17条第1項の規定により、次のとおり命じます。

年 月 日

熊本県知事 〇〇 〇〇

- 1 命令の内容
- 2 景観法第17条第7項の規定により、この命令に対する措置の実施状況
について 年 月 日までに別紙様式により報告を求めます。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日
の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすること
ができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以
内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った
日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、
正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審
査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った
日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事
が被告の代表者となります。）提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場
合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起
算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場
合は、当該審査請求に対する採決の日）の翌日から起算して1年を経過し
た場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起する
ことができません。

別紙様式6

第 号
年 月 日

〇〇広域本部長 様

土 木 部 長

特定届出対象行為の景観法第17条第1項の命令について（通知）
年 月 日付け 第 号で協議のありました特定届出対象行為につ
いて、別紙のとおり命令を行いましたので通知します。

別紙様式 8

第 号
年 月 日

土木部長 様

〇〇広域本部長

特定届出対象行為の景観法第 17 条第 5 項の命令について（協議）
このことについて、景観法第 17 条第 1 項の規定により 年 月 日
付け熊本県達第 号で行った命令について、景観法第 17 条第 5 項の規定
により、下記のとおり命令をする必要があると判断されますので、関係書類を
添えて協議します。

記

- 1 適切と判断する命令の内容
- 2 命令が必要と判断する理由
- 3 添付書類
 - (1) 指導経過記録表
 - (2) 対象地、対象物件及びその周辺の写真

別紙様式 9

第 号
年 月 日

〇〇広域本部長 様

土 木 部 長

特定届出対象行為の景観法第17条第5項の命令について（通知）
年 月 日付け 第 号で協議のありました特定届出対象行為につ
いて、命令を行わないことに決定しましたので通知します。

別紙様式 10

熊本県達第 号

(届出者住所)

(届出者氏名)

年 月 日付け熊本県達第 号で景観法（平成16年法律第110号）第17条第1項の規定により、 の変更を命じましたが、当該命令に違反しているため、同法第17条第5項の規定により、 年 月 日を履行期限として次のとおり命じます。

年 月 日

熊本県知事 ○○ ○○

1 命令の内容

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する採決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別紙様式 1 1

第 号
年 月 日

〇〇広域本部長 様

土 木 部 長

特定届出対象行為の景観法第 1 7 条第 5 項の命令について（通知）
年 月 日付け 第 号で協議のありました特定届出対象行為につ
いて、別紙のとおり命令を行いましたので通知します。

別紙様式 1 2

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所属
職・氏名
生年月日
上記の者は、景観法第 1 7 条第 6 項の現状回復等を行う権限を有し、同条第 7 項の規定による立ち入り検査又は立入調査をする権限を有する者であることを証明します。
年 月 日
熊本県知事 印

6. 0 cm

9. 0 cm

(裏)

景観法(抜粋)

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(略)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとするもの又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。(略)

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同行の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立ち入り調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。